

健生食輸発0509第3号
令和7年5月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産生鮮アーモンドのアフラトキシンに係る検査命令免除対象包装者の変更)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年5月9日付け健生食輸発0509第1号)により通知したところである。

今般、米国政府から、検査命令免除対象包装者について、変更の連絡があったことから同通知の別表32について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。